

「多様な学びの場の指導と支援の概要」

～一人一人の教育的ニーズに的確に応えるために～

通常の学級	通級による指導
指導の概要 ～教育課程等の例～	
<p>□学年相応の教育課程を受けます。</p> <p>□教育上特別の支援を必要とする児童等に対して適切な指導や必要な支援をするとともに、温かい学級経営及び分かりやすい授業を実施しています。</p>	<p>□基本的には通常の学級で学習します。</p> <p>□小中学校の場合は年間10単位時間から280単位時間を標準とし、高等学校の場合は年間7単位を超えない範囲で特別の指導(自立活動)を受けます。</p> <p>* (小・中) 週1～8コマ (高) 年間7単位以内としています。</p> <p>【対象となる障がい種】・言語障がい者・自閉症者・情緒障がい者・弱視者・難聴者・学習障がい者・注意欠陥多動性障がい者・肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者</p>
支援の例 ～基礎的環境整備の提供状況・合理的配慮の提供状況～	
<p>【基礎的環境整備の例】</p> <p>・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業・タブレット端末などのICT環境の整備・スクールカウンセラー・支援員等の配置・活用等</p> <p>【合理的配慮の提供の例】</p> <p>◆本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。</p> <p>(提供例)</p> <p>・漢字等にルビを振る・問題文等の代読支援・代筆支援</p> <p>・別室での試験・学習テストにおける時間延長・ICT機器の活用</p> <p>・視覚教材の活用等</p>	<p>【基礎的環境整備の例】</p> <p>・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用・ICT環境の整備</p> <p>・「特別な指導の場」の整備・専門性のある教員の配置等</p> <p>【合理的配慮の提供の例】</p> <p>◆個別の教育支援計画を活用し、本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。</p> <p>(提供例)</p> <p>・漢字等にルビを振る・代読支援・代筆支援・別室での試験</p> <p>・タブレット端末の授業、試験等での活用・ケース会議等の指導體制の確保</p> <p>・クールダウン場所の確保・本人の実態に応じた指導等</p>

*あくまでも、例であり、学校の基礎的環境整備の状況、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

参考:「インクルDB」 <http://inclusive.nise.go.jp/> …インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

*参考・引用:「本人・保護者に伝えるBook」(相馬支援学校・令和3年9月)

「多様な学びの場の指導と支援の概要」

～一人一人の教育的ニーズに的確に応えるために～

特別支援学級	特別支援学校
<h3 style="color: blue;">指導の概要 ～教育課程等の例～</h3>	
<p>【実態に応じて特別の教育課程を編成】</p> <p>□障がいの種々の困難さを改善・克服する指導として、「自立活動」を設定。</p> <p>□各教科の目標や内容を学習の習得状況、障がいに応じて、①学年相応の教科等の指導、②下学年の教科等の指導、③知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えて指導を行うことができます。</p> <p>□少人数(1学級8人)による適切な指導や必要な指導が行われている。</p> <p>【対象となる障がい種】・知的障がい者・肢体不自由者・病弱及び身体虚弱者・弱視者・難聴者・言語障がい者・自閉症・情緒障がい者</p>	<p>□特別支援学校では、幼稚部・小学部・中学部・高等部において、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、一人一人の障がいに応じた特別の指導(自立活動)を行っている。知的障がいのある児童生徒は、一人一人の習得状況に合わせて、知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科の目標及び内容等を取り扱えます。</p> <p>□通常の学級(小・中学部1学級6人 高等部1学級8人)、重複障がい学級(1学級3人)による適切な指導や必要な指導が行われている。</p> <p>【対象となる障がい種】・視覚障がい者・聴覚障がい者・知的障がい者・肢体不自由者・病弱者(身体虚弱も含む)</p>
<h3 style="color: red;">支援の例 ～基礎的環境整備の提供状況・合理的配慮の提供状況～</h3>	
<p>【基礎的環境整備の例】</p> <p>・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用・教室環境の構造化 ・少人数指導 ・ICT 環境の整備・専門性のある教員の配置・研修機会の確保 等</p> <p>【合理的配慮の提供状況の例】</p> <p>◆個別の教育支援計画を活用し、本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。(提供例)・ケース会議等の指導体制の確保・クールダウン場所の確保</p> <p>・本人の実態に応じた指導 ・視覚的・体験的な学習支援・本人専用のスケジュールボード ・注意集中できるようにパーテーションの使用 ・ヘルプカードの使用 ・本人に合わせた各教科等の指導 等</p>	<p>【基礎的環境整備の例】</p> <p>・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用・視覚化された教室環境の構造化 ・少人数指導 ・ICT 環境の整備・バリアフリーの環境・柔軟な教育課程 ・特別支援教育に関連する専門的な研修機会の充実 等</p> <p>【合理的配慮の提供状況の例】</p> <p>◆個別の教育支援計画を活用し、本人・保護者の意思表示、もしくは学校側から働きかけて、必要な合理的配慮について学校と検討し、必要な変更・調整を図っていく。(提供例)・本人専用のコミュニケーションボード、スケジュールボード等の活用 ・具体物、タブレット端末等を活用した学習支援 ・クールダウンスペースの確保 ・本人に合わせた食事の形態の提供・実態に応じた各教科の指導 等</p>

*あくまでも、例であり、学校の基礎的環境整備の状況、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

参考:「インクル DB」 <http://inclusive.nise.go.jp/> …インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

*参考・引用:「本人・保護者に伝える Book」(相馬支援学校・令和3年9月)